

新型インフルエンザ等対策行動計画（政府・都道府県・市町村）

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ため、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。

国・府・市の役割の概要

国の役割（府行動計画の第2部第1章第5節（17ページ）から抜粋）

- 新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体や指定（地方）公共機関が実施する対策を支援。国全体として万全の態勢を整備。また、WHO等の国際機関や諸外国と連携し、対策を実施。
- ワクチンその他の医薬品の調査・研究を推進、国際協力にも努める。
新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発・確保。

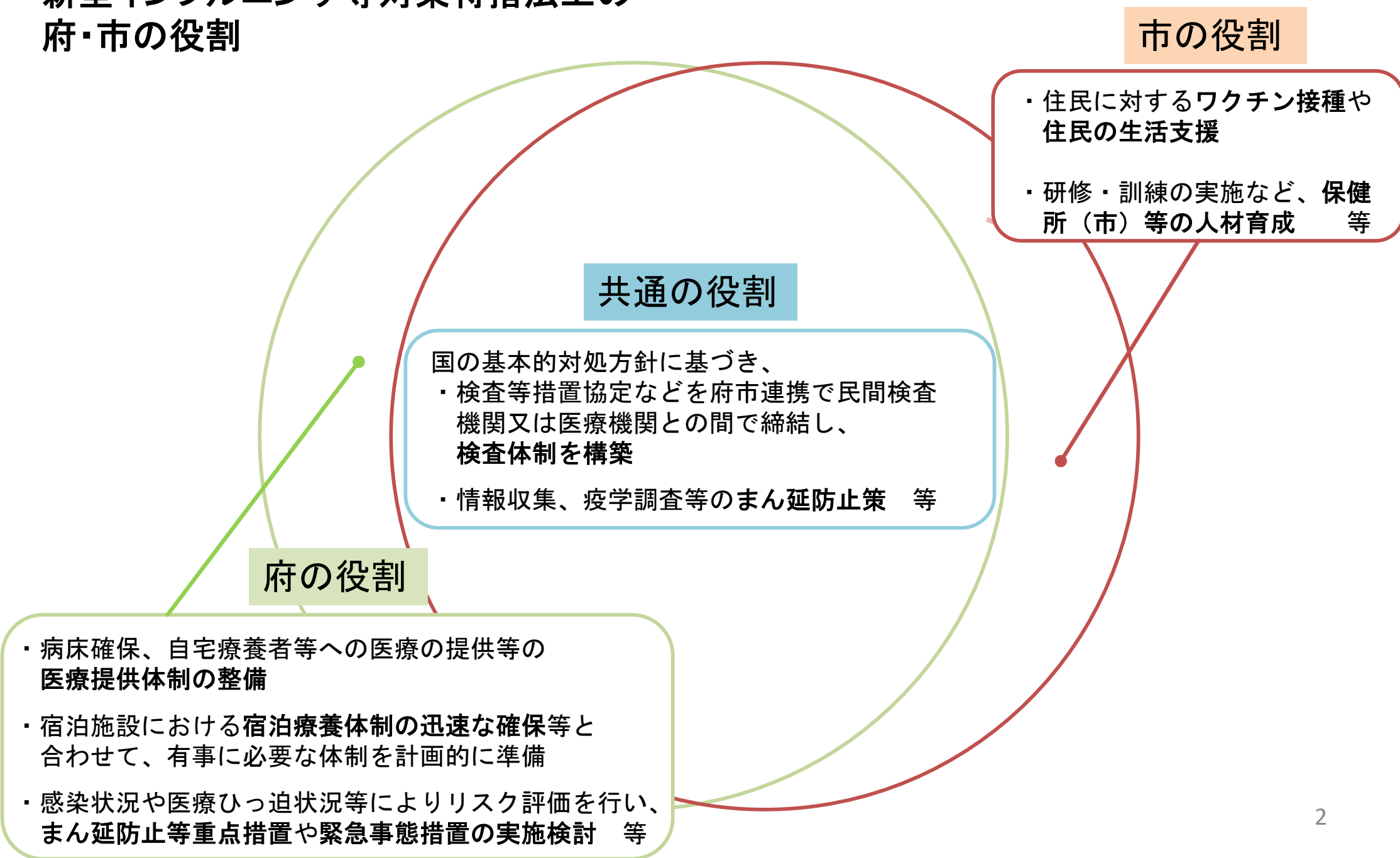
府の役割（府行動計画の第2部第1章第5節（18ページ）から抜粋、一部追記）

- 特措法及び感染症に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。
- 国の基本的対処方針に基づき、府域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断・対応。

本市の役割（府行動計画の第2部第1章第5節（18ページ）から抜粋、一部追記）

- 国の基本的対処方針に基づき、府や近隣市町村と緊密な連携を図り、市域における対策を的確かつ迅速に実施。
- 市町村は住民に最も近い行政単位。住民に対するワクチン接種や情報提供、住民の生活支援、要配慮者への支援等を実施。
- 保健所設置市である本市は、感染症法によりまん延防止について府に準じた役割（情報収集、疫学調査、検査実施、患者移送の体制確保等）を行う。

新型インフルエンザ等対策特措法上の 府・市の役割



(参考) 医療機関及び一般事業者の役割

(参考) 医療機関及び一般事業者の役割

医療機関の役割 (府行動計画の第2部第1章第5節 (18ページ) から抜粋)	一般の事業者の役割 (府行動計画の第2部第1章第5節 (19ページ) から抜粋)
○ 地域における医療提供体制確保のため、府と医療措置協定を締結。 院内感染対策の研修・訓練や、個人防護具など感染症対策物資等の確保等を推進。 ○ 発生時には協定に基づき、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等を実施。	○ 発生時に備えて、職場における感染対策を実施。 ○ 発生時には一部の事業の縮小も想定し、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄に努める。

(参考) 「新型インフルエンザ等」の定義

(参考) 「新型インフルエンザ等」の定義 (府行動計画の第1部第1章第2節 (2ページ) から抜粋)

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のいずれかに該当するものをいう。

① 新型インフルエンザ等感染症

…新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり大きな健康被害と社会的影響をもたらす懸念がある。

② 指定感染症 (当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

…コロナウイルスのような既知の病原体でも、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

③ 新感染症 (全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

…未知の感染症である新感染症も、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

※ 新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ対策特措法改正 (R2.3.13) ~感染症法上の位置付けが5類へ変更 (R5.5.8) の間、「新型インフルエンザ等」に該当。

5類へ変更後は、「新型インフルエンザ等」には該当しない。